

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六十三号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改

正する条例

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県
条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「100分の98.59」を「100分の99.11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の
勤務条件に関する条例の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。